

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年9月4日（令和7年（行情）諮問第994号）

答申日：令和8年8月31日（令和8年度（行情）答申第482号）

事件名：日米防衛相会談に関する対外想定問答の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年6月5日付け防官文第13105号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）ないし（4）（略）

（5）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（6）及び（7）（略）

（8）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

（9）（略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和7年6月5日付け防官文第13105号により、法5条5号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

別紙の2に掲げる文書10の全てについては、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5項に該当するため不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年9月4日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年10月6日 | 審議 |
| ④ 令和8年7月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年8月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の再特定、本件対象文書の不開示部分の開示等を求めている。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、改めて検討した結果、不開示部分については全て開示することから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、行政文書開示請求書の請求文言及び添付文書（令和7年3月30日付けの「日米防衛相会談の概要」）から、同会談に関する対外想定問答の類いに関する文書の全てを求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記(1)ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「日米防衛相会談」（2025年3月30日）に関する対外想定問答の類
いに関する文書の全て。【裏面をご参照下さい】

2 本件対象文書

文書1	日米防衛相会談（R7.3.30）事後想定	
文書2	令和7年3月25日（火）	幹事社問
文書3	令和7年3月25日（火）	記者実問 1
文書4	令和7年3月25日（火）	記者実問 2
文書5	令和7年3月25日（火）	報道等関連想定
文書6	令和7年3月25日（火）	報道官手持ち想定
文書7	令和7年3月28日（金）	記者実問
文書8	令和7年3月29日（土）	記者実問
文書9	令和7年3月30日（日）	代表質問
文書10	文書	
文書11	令和7年4月1日（火）	幹事社問
文書12	令和7年4月1日（火）	記者実問 1
文書13	令和7年4月1日（火）	報道官手持ち想定
文書14	応答要領	
文書15	令和7年4月1日（火）	記者実問 2
文書16	日米防衛相会談 想定問答	